

「資料 政・経 2010」

追 録

2010年9月10日発行

東 学 (株)

- ① 2010年のおもな出来事 1
 ② 第22回参議院選挙 2, 3
 ③ 足利事件再審で無罪判決 4
 ④ 砂川・政教分離訴訟で「違憲」..... 5
 ⑤ 2010(平成 22)年度一般会計歳入・歳出… 6
 ⑥ 改正検察審査会法による強制起訴 7
 ⑦ 09年衆院選、「一票の格差」..... 7
 ⑧ ミソ、新 START に署名 8
 ⑨ コンボの独立宣言に「合法」..... 8
 ●訂正のお知らせ..... 8

① 2010年のおもな出来事

(カッコ内は追録の参照ページ)

月 日	こ と が ら
1月 1日	社会保険庁が廃止、後継組織として非公務員型の特殊法人「日本年金機構」が発足
20日	北海道砂川市が市有地を神社に無償で使用させているのは憲法の政教分離原則に反するかどうかが争われた訴訟の上告審で、最高裁が違憲判断 (p.5)
24日	米軍普天間飛行場移設問題が争点の沖縄県名護市長選で、反対派の稲嶺進氏が初当選
29日	09年平均の有効求人倍率が0.47倍で過去最低、完全失業率は5.1%で6年ぶりに5%台
2月 4日	小沢一郎衆院議員の資金管理団体の収支報告書虚偽記入事件で、東京地検が元私設秘書の石川知裕衆院議員ら3人を起訴、小沢氏を不起訴とし捜査を終結
6日	ハイチPKOへ自衛隊を派遣
3月 1日	民主党の小林千代美衆院議員側に1,600万円を提供した政治資金規正法違反容疑で、札幌地検が北海道教職員組合幹部ら4人逮捕
11日	東京高裁が09年衆院選での1票の格差を初めて合憲とする判決。これまで「違憲」「違憲状態」とされた4件の判決と異なる内容
19日	核持ち込みなどの日米密約に関する衆院外務委員会の参考人質疑で、東郷和彦元外務省条約局長が重要文書破棄の可能性を指摘
26日	足利事件の再審で宇都宮地裁が管家利和さんに無罪判決、佐藤正信裁判長が異例の謝罪、逮捕から18年余で無罪確定 (p.4)
31日	公立高では授業料を徴収せず、私立高生らには就学支援金を支給する高校無償化法成立
4月 5日	1961年の名張毒ぶどう酒事件で最高裁が殺人などの罪で死刑が確定した奥西勝元被告の再審開始決定を取り消した名古屋高裁決定を取り消し、審理の高裁差し戻しを決定
8日	オバマ米大統領とロシアのメドベージェフ大統領が核軍縮条約「新START」に調印
9日	日米の沖縄返還をめぐる密約の文書開示請求訴訟判決で東京地裁が密約の存在を認定、国に関連文書の全面開示を命令
10日	与謝野元財務相、平沼元経産相らが新党「たちあがれ日本」を結党
20日	兵庫県明石市の火花大会事故(01年)で検察官役を務める指定弁護士が元県警明石署副署長を在宅起訴、改正検察審査会法に基づき強制的に起訴するのは全国初 (p.7)

月 日	こ と が ら
4月 23日	舛添要一前厚労相らが「新党改革」を旗揚げ
25日	米軍普天間飛行場の沖縄県内移設に反対する超党派の県民大会開催、約9万人が参加
27日	小沢一郎議員の収支報告書虚偽記入事件で、検察審査会が不起訴となった小沢氏を「起訴相当」と議決→再度不起訴(5月21日)
◇	殺人罪などの公訴時効の廃止、延長が柱の改正刑事訴訟法が成立、即日公布・施行
5月 28日	日米両政府が沖縄の普天間飛行場の移設先を名護市辺野古周辺とする共同声明発表。閣議で政府方針に反対し、署名拒否した社民党党首の福島消費者相を鳩山首相が罷免
30日	社民党が普天間問題による福島党首閣僚罷免を受け連立政権離脱を決定
6月 1日	初年度半額実施の10年度「子ども手当」支給開始、中学生以下1人当たり月1万3,000円
2日	鳩山首相が普天間飛行場移設問題をめぐる社民党の連立離脱などの責任を取り退陣の意向を表明。4日、内閣総辞職
4日	菅副総理が民主党の新代表に選出、衆参両院本会議で第94代首相に指名
8日	民主、国民新両党連立の菅内閣発足
11日	サッカーのワールドカップ南アフリカ大会が開幕、アフリカ大陸で初開催
13日	小惑星へ着陸した探査機「はやぶさ」が7年ぶりに地球へ帰還
17日	自陣営への不正資金提供事件の責任を取り民主党の小林千代美衆院議員が議員辞職
30日	口蹄疫問題で宮崎県がワクチンを接種した家畜約7万7,000頭の殺処分を終了、感染疑い家畜合計約27万6,000頭すべての処分完了
7月 11日	第22回参院選投開票、民主党が44議席で大敗、非改選を含めた与党議席は過半数割れ、自民党は51議席で改選第1党に (p.2, 3)
15日	検察審査会が、小沢一郎議員の資金管理団体の収支報告書虚偽記入事件の07年報告書分について、不起訴となった小沢議員について「不起訴不当」と議決
8月 1日	クラスター弾全面禁止条約が発効
6日	広島平和記念式典に駐日米国大使が初参列
9日	改正臓器移植法施行後初めて、本人の同意なく家族の承諾のみで臓器提供へ
—	全国各地で記録的な猛暑を観測。各地でゲリラ豪雨も発生

② 第22回参議院選挙

2009年9月に民主党が政権を獲得して以降、初の全国規模の国政選挙は、民主、国民新の連立与党が非改選議席を含め参院の過半数(122議席)を割り込み、大敗を喫した。自民党は堅調で、議席を51に伸ばし、改選第1党になった。また、みんなの党が10議席を獲得する躍進を見せた。この結果、衆参両院で多数派が異なる「ねじれ」状態となり、民主党は、参院の過半数を確保するため、野党との連立を模索せざるを得ない状況となった。

民主党の最大の敗因は、菅首相の消費税問題への対応だ。自民党の消費税率10%への引き上げ公約に乗る形で税率引き上げに言及したが、税率アップの狙いや使途などについて十分説明を尽くさず、低所得者対策に関する発言も揺らいだ。首相の方針に対して、民主党内から公然と批判が出るなど、党内不一致も露呈した。



もっとも自民党が本格的に復調したと考えるのは早計だ。民主党の敵失に乗じた面が大きく、比例選では民主党に及ばなかった。有権者は、民主党の“独走”を阻む役割を自民党に期待したのではないだろうか。
(『読売新聞』2010. 7. 12)

低得票当選者(比例区)		
1	桜内 文城(みんな)	37,191
2	小熊 慎司(みんな)	37,222
3	小野 次郎(みんな)	43,012
4	大門実紀史(共産)	43,897
5	田村 智子(共産)	45,669
6	寺田 典城(みんな)	45,846
7	上野 宏史(みんな)	52,051
8	荒井 広幸(改革)	65,250
9	市田 忠義(共産)	83,806
10	江口 克彦(みんな)	86,299

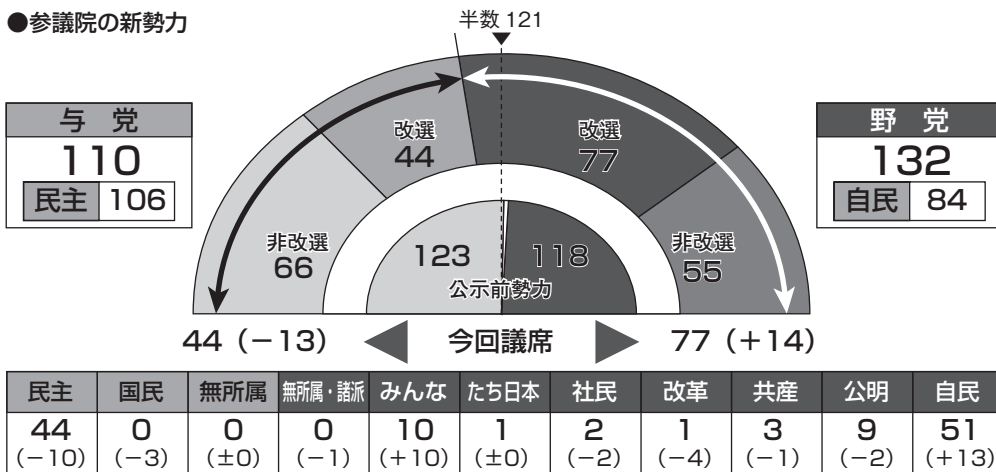
※みんな=みんなの党、改革=新党改革、創新=日本創新党
た日=たちあがれ日本

高得票落選者(比例区)		
1	浮島 智子(公明)	445,068
2	長谷川憲正(国民新)	406,587
3	中田 宏(創新)	122,978
4	中畑 清(た日)	111,597
5	堀内 恒夫(自民)	101,840
6	阿達 雅志(自民)	101,685
7	臼井 正人(自民)	100,282
8	八代 英太(民主)	89,740
9	秋元 司(自民)	87,948
10	木村 義雄(自民)	84,378

政党名での得票数(比例区)	
1 民主党	14,433,171
2 自民党	10,657,166
3 みんなの党	7,229,391
4 公明党	3,555,970
5 共産党	3,259,068
6 社民党	1,614,821
7 新党改革	1,050,977
8 たちあがれ日本	757,939
9 国民新党	481,892
10 女性党	341,625
11 日本創新党	321,123
12 幸福実現党	161,018

※太字は議席を獲得した政党

●参議院の新勢力



+ - は改選議席からの増減。公示前は欠員 1

●なぜ参院では過半数をとりにくい

Q 今回の参院選は連立与党で過半数を取れるかが焦点だったが、なぜこのところずっと、日本では連立政権が続いてきたのでしょうか？

A 1989年参院選で自民党が単独過半数を失って以来、参院（定数242）で単独過半数（122）を制した政党がないことが大きな要因です。89年からしばらく、自民党は公明、民社両党と法案ごとに連携する「自公民」路線でしのぎましたが、93年の細川政権以降は橋本、小渕両政権の一時期を除き、どの政権も連立を組んでいます。

Q 民主党は昨年の衆院選で308議席も取ったのに、連立が必要なのですか？

A 参院で法案が否決されても、衆院（定数480）で3分の2（320）以上の議席があれば「再可決」で成立させられますが、民主党単独では足りませんし、衆参両院での過半数確保が基本です。

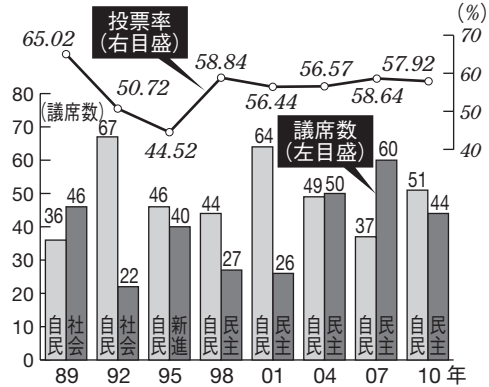
Q なぜ参院では過半数を取れないのでしょうか？

A 選挙制度の違いによる影響が大きいですね。衆院の選挙区は小選挙区制で、相手より1票でも多ければ当選します。昨年の衆院選は300小選挙区中221小選挙区で民主候補が当選しました。一方、

●これまでの連立政権

1989年 7月	参院選で自民惨敗、過半数割れ公明、民社と政策ごとに連携	自民単独
93年 8月	衆院選を経て自民が下野。社会、新生、公明、日本新、さきがけなど7党1会派の非自民政権樹立	非自民連立
94年 4月	社会党が非自民連立を離脱	
94年 6月	自民が社会、さきがけと連立し、政権復帰	自社さ
96年11月	衆院選後、社・さは閣外協力に	
98年 7月	参院選で自民惨敗。単独過半数を回復できず	自民単独
99年 1月	自由党と連立	自自
99年10月	公明党が加わる	自自公
2000年 4月	自由党が離脱。一部は保守党として残留	自公保
03年11月	衆院選後に保守新党が自由党に合流	自公
09年 9月	初の本格的政権交代で民主、社民、国民新の連立政権が発足	民社国
10年 5月	社民党が普天間問題で連立離脱	民国

●参院選の投票率の推移と上位2党の獲得議席数



参院は47都道府県別の選挙区のうち18選挙区が改選数2～5の「複数区」で、衆院ほど差が出ません。

Q 複数区でも議席を独占すればいいのではないのですか？

A これが簡単にはいきません。たとえば、現在12ある2人区で単一政党が2議席を独占するには、少なくともその政党の候補者2人の合計得票が、他候補の2倍を超える必要があります。98年に自民党が群馬、鹿児島両選挙区（現在はいずれも1人区）で達成して以来、2人区独占の例はありません。2人区は民主党と自民党が議席を分け合いがちで、多少の票数の増減はあっても結果は五分五分になることが多いんです。07年の参院選で民主党は選挙区（73議席）で40%の票で55%（40議席）を獲得しましたが、09年の衆院選では47%の票で74%もの議席を得ました。

Q 衆院のように差がつきにくいんですね。

A また、参院は3年ごとに定数の半分が改選されるため、全体での過半数獲得には2連勝が必要です。自民党は01年参院選の小泉ブームで64議席と改選過半数を確保しましたが、その前の98年は橋本政権が44議席しか取れず、04年も民主党に改選第1党を奪われ49議席にとどまりました。07年の自民党は37議席の惨敗で、非改選を含めても民主党が第1党となり、参院で野党が多数を占める「ねじれ国会」になりました。

Q なぜ連勝が難しいのですか？

A 衆院選は時の首相が解散権を行使して、自分に有利な時期を選べますが、参院選は時期が決まっています。また、政権に「お灸を据える」投票をする人も多く、与党に厳しい結果になりがちです。こういった要素も見逃せません。

（『毎日新聞』2010. 7. 12）

③ 足利事件再審で無罪判決

栃木県足利市で1990年に当時4歳の女兒が殺害された「足利事件」で、無期懲役刑での服役中に釈放された菅家利和さんに対する再審が3月26日、宇都宮地裁であり、佐藤正信裁判長は「菅家氏が犯人でないことは誰の目にも明らかだ」と述べ、無罪判決を言い渡しの後、佐藤裁判長は「17年半もの長きにわたり自由を奪う結果となり、申し訳なく思う」と謝罪した。再審で無罪を求めた検察側は同日、控訴しないことを地裁に申し立て、無罪が確定した。判決はまず、逮捕当時の警察庁科学警察研究所による

●足利事件・判決までの主な経過

90・5・12	栃木県足利市で女兒不明。渡良瀬川河川敷で翌日遺体発見
91・12・2	県警が菅家利和さんを逮捕
93・7・7	宇都宮地裁が無期懲役判決
96・5・9	東京高裁が控訴棄却
00・7・17	最高裁が上告棄却
02・12・25	宇都宮地裁に再審請求
08・2・13	宇都宮地裁が再審請求の棄却決定
12・24	東京高裁がDNA再鑑定を決定
09・5・8	DNA再鑑定で「不一致」との結果判明
6・4	菅家さん釈放される
23	東京高裁が再審決定
10・21	宇都宮地裁で再審初公判
11・24	第2回公判。検察、弁護側双方のDNA再鑑定人が証言
12・24	第3回公判。警察庁科学警察研究所所長が証言
10・1・21 ～22	第4、5回公判。菅家さんを取り調べた際の録音テープ4本を再生。取り調べを担当した元検事が証言
2・12	第6回公判。検察側が「真犯人でない菅家さんを起訴し申し訳ない」と謝罪。無罪論告し結審
3・26	再審公判で無罪判決



DNA型鑑定について、型が一致するか判断するには不鮮明で「科学的に信頼できると認めるには疑問が残る」と述べ、「科学的に信頼される方法で行われた」と認めた2000年の最高裁決定を否定した。

●主な再審無罪判決

罪名 (身柄拘束年)	判決 (年)	再判決 (確定年)	拘束された 年数
---------------	-----------	--------------	-------------

免田事件			
強盗殺人 (1949年)	死刑 (1951年)	無罪 (1983年)	34年
昭和23年、熊本県人吉市の一家4人が就寝中に襲われ夫婦が死亡。翌年、免田栄さんが別件で逮捕され、無罪を勝ち取るのに34年を費やした。			

財田川事件			
強盗殺人 (1950年)	死刑 (1957年)	無罪 (1984年)	34年
昭和25年、香川県財田町の闇米ブローカーが惨殺され、強盗傷害事件で逮捕された19歳の少年がこの事件の犯人とされた。			

松山事件			
強盗放火 (1955年)	死刑 (1960年)	無罪 (1984年)	29年
昭和30年、宮城県志田郡松山町で農家が全焼。焼け跡から一家4人の惨殺体が発見された。別件で逮捕された24歳の男性が犯人とされ、28年7か月を獄中で過ごした。			

島田事件			
殺人 (1954年)	死刑 (1960年)	無罪 (1989年)	35年
昭和29年、静岡県島田市の幼稚園から6歳の少女が連れ去られ、のちに遺体で発見される。別件で逮捕された25歳の男性が犯人とされた。			

●無罪になった人への償いはどうなっているのか

警察や検察に逮捕されて身柄拘束されたり、刑事裁判で有罪とされ刑務所に服役した人が、後に無罪となった場合は、自由を奪われたことで生じた損害への補償を国に求めることができます。これを刑事補償制度といいます。身柄拘束に対する補償は、1日あたり1,000～1万2,500円と刑事補償法で規定されています。

無罪が確定した人やその相続人は、3年以内に無罪判決を出した裁判所に対して補償の請求を行います。裁判所は請求者や検察から意見を聞き、拘束された期間や精神的・財産的苦痛、検察や裁判所の過失の割合など、さまざまな事情を考慮して支払う金額を決めます。決定に異論があれば不服申し立てもできます。菅家さんは17年半にわたって自由を奪われ、捜査機関や裁判所も謝罪しましたから、規定の上限に近い補償がされる可能性があります。

(『毎日新聞』2010.3.27)

4 砂川・政教分離訴訟で「違憲」

神社の敷地として北海道砂川市の市有地が無償提供されていたことに、最高裁大法廷は、「特定の宗教を援助していると評価されてもやむを得ない」として違憲の判断を示した。その上で違憲状態を解消する方法について「撤去以外に現実的な手法があり得る」とし、この点を審理するよう札幌高裁に差し戻した。

これまで政教分離訴訟の判決では、行為の目的や効果が社会通念上、認められる範囲にあるかどうかを判断する「目的効果基準」が踏襲されてきた。しかし、今回の判決は、市有地の無償提供が、宗教団体への公金支出などを禁じた憲法89条に違反するかについて「宗教施設の性格や無償提供の経緯、一般人の認識などの諸般の事情を考慮し、総合的に判断すべきだ」とする新たな基準を示した。

財務省や文化庁などによると、神社は明治時代に国家管理となり、敷地も公有地化された上で無償で貸与された。しかし戦後、政教分離の観点から、「社寺等は無償で貸し付けである国有財産の処分に関する法律」に基づき、無償で譲渡されるなどした。国有地以外の公有地も国の通知によって同様の扱いになっており、現在、宗教法人化している神社約8万社の敷地は基本的に神社の所有になっていると見られる。ところが、国内には宗教法人化していない“地域の氏神様”のような小さな神社や、神社と一体化し、ふだんは公民館として利用されている施設も多数ある。今回の神社もこうしたケースで、大法廷は「無償譲渡の申請が出来ないまま、神社などの敷地になっている公有地が相当数残っていることがうかがえる」と指摘している。公有地である公園内の慰霊施設で仏教式による慰霊祭が営まれていたり、殉教碑の前でカトリック式のミサが行われていたりするケースもあるなど、神道だけの問題ではないとの指摘もある。（『朝日新聞』2010.1.21ほか）

空知太神社 神社は1892年ごろに誕生。1948年に小学校拡張のため移転する必要が生じ、近くの住民が土地を提供した。53年に持ち主が固定資産税の支払いの解消を目的に市側に土地を寄付。神社への無償提供が始まった。70年には地元町内会が市からの補助金を受けて、神社と併設された町内会館を建設、現在の形となった。



●政教分離をめぐる最高裁の主な判断

訴訟名	争われた内容	判断
津地鎮祭訴訟※	津市が主催して、市体育館の起工式を神式で行った	合憲 (1977年)
自衛官合祀訴訟※	死亡した自衛官を県護国神社に合祀申請する際、自衛隊職員が関与した	合憲 (88年)
稲荷神社参道補修訴訟	一部事務組合が神社の境内入り口まで通じている道路の改良工事をした	合憲 (88年)
大阪地蔵像訴訟	大阪市が地蔵像の建立、移設のため市有地の無償使用を承認した	合憲 (92年)
箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟	大阪府箕面市は忠魂碑移設のため、代替地を無償貸与し、教育長が慰霊祭に列席した	合憲 (93年)
愛媛玉串料訴訟※	愛媛県が靖国神社に納めた玉串料を公費で負担した	違憲 (97年)
箕面遺族会補助金支出訴訟	箕面市が社会福祉協議会を通じて戦没者遺族会に補助金を支出した	合憲 (99年)
主基斎田拔穂の儀参列訴訟	大分県知事らが皇室儀式の主基斎田拔穂の儀に参列した	合憲 (2002年)
大嘗祭参列訴訟	鹿児島県知事が大嘗祭に参列した	合憲 (02年)
即位礼正殿の儀参列訴訟	神奈川県知事らが即位の礼に参列した	合憲 (04年)

(かっこ内は判決の年。※は大法廷、他は小法廷)

[5] 2010(平成22)年度一般会計歳入・歳出

		2010 年度 (A)		2009 年度 (B)		増減 (A) - (B) (億円)	伸び率 (A) - (B) (B) × 100 (%)
		金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)		
歳入 予算	租税及印紙収入	373,960	40.5	368,610	35.9	5,350	0.1
	官業益金及官業収入	159	0.0	161	0.0	△ 2	0.1
	政府資産整理収入	8,263	0.9	2,396	0.2	5,867	244.9
	雑収入	97,580	10.6	119,865	11.7	△ 22,285	△ 18.6
	公債金	443,030	48.0	534,550	52.1	△ 91,520	△ 17.1
	計	922,992	100.0	1,025,582	100.0	△ 102,590	△ 10.0
歳出 予算 (目的別)	1. 国家機関費	45,857	5.0	54,257	5.3	△ 8,400	△ 15.5
	皇室費	64	0.0	67	0.0	△ 3	4.5
	国会費	1,480	0.2	1,449	0.1	31	2.1
	選挙費	511	0.1	736	0.1	△ 225	△ 30.6
	司法・警察及び消防費	14,609	1.6	17,222	1.7	△ 2,613	△ 15.2
	外交費	6,818	0.7	9,817	1.0	△ 2,999	△ 30.5
	一般行政費	14,139	1.5	16,868	1.6	△ 2,729	△ 16.2
	徴税費	8,085	0.9	7,935	0.8	150	1.9
	貨幣製造費	151	0.0	163	0.0	△ 12	7.4
	2. 地方財政費	174,973	19.0	165,962	16.2	9,011	5.4
	3. 防衛関係費	47,968	5.2	48,402	4.7	△ 434	0.9
	4. 国土保全及び開発費	55,986	6.1	79,096	7.7	△ 23,110	△ 29.2
	5. 産業経済費	30,057	3.3	81,465	7.9	△ 51,408	△ 63.1
	農林水産業費	16,186	1.8	17,861	1.7	△ 1,675	△ 9.4
	商工鉱業費	11,137	1.2	56,249	5.5	△ 45,112	△ 80.2
	運輸通信費	1,946	0.2	6,219	0.6	△ 4,273	△ 68.7
	物資及び物価調整費	788	0.1	1,137	0.1	△ 349	△ 30.7
	6. 教育文化費	53,661	5.8	60,185	5.9	△ 6,524	△ 10.8
	学校教育費	41,226	4.5	43,123	4.2	△ 1,897	△ 4.4
	社会教育及び文化費	1,495	0.2	2,955	0.3	△ 1,460	△ 49.4
	科学振興費	10,935	1.2	14,101	1.4	△ 3,166	△ 22.5
	災害対策費	6	0.0	6	0.0	0	0.0
	7. 社会保障関係費	278,807	30.2	303,839	29.6	△ 25,032	△ 8.2
	社会保険費	211,848	23.0	216,576	21.1	△ 4,728	△ 2.2
	生活保護費	22,388	2.4	22,904	2.2	△ 516	△ 2.3
	社会福祉費	19,556	2.1	26,987	2.6	△ 7,431	△ 27.5
	住宅対策費	2,017	0.2	11,461	1.1	△ 9,444	△ 82.4
	失業対策費	359	0.0	8,313	0.8	△ 7,954	△ 95.7
	保健衛生費	5,737	0.6	13,633	1.3	△ 7,896	△ 57.9
	その他	16,902	1.8	3,966	0.4	12,936	326.2
	8. 恩給費	7,136	0.8	7,866	0.8	△ 730	△ 9.3
	文官恩給費	231	0.0	262	0.0	△ 31	△ 11.8
	旧軍人遺族等恩給費	6,530	0.8	7,181	0.8	△ 651	△ 9.1
	その他	374	0.0	423	0.0	△ 49	△ 11.6
	9. 国債費	206,491	22.4	192,515	18.8	13,976	7.3
	10. 経済危機対応・地域活性化予備費	10,000	1.1	—	—	10,000	—
	11. 予備費	3,500	0.4	2,500	0.2	1,000	40.0
	12. その他	8,556	0.9	29,494	2.9	△ 20,938	△ 71.0
	計	922,992	100.0	1,025,582	100.0	△ 102,590	△ 10.0

(注) 2009 年度は補正後、2010 年度は当初予算。△はマイナス。

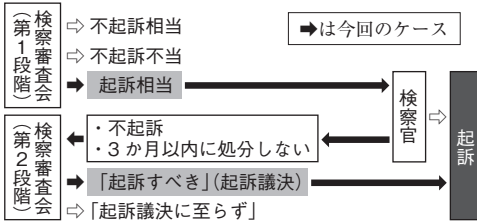
(財務省資料より作成)

6 改正檢察審査会法による強制起訴

兵庫県明石市で2001年7月、花火大会の見物客11人が死亡した歩道橋事故で、検事役の指定弁護士は明石署の元副署長（すでに退職）を業務上過失致死傷罪で神戸地裁に在宅起訴した。改正檢察審査会法に基づく「起訴議決」を経て、指定弁護士が強制起訴するのは全国で初めて。起訴をするかしないかを決める権限は、これまで一貫して検察官が独占してきた。しかし、昨年5月、改正檢察審査会法が施行され、檢察審査会が起訴を求める議決を2度行うと起訴されることになった。

これまで検察は起訴した事案について、公判で立証活動を尽くせばいいと考えてきたが、不起訴にした場合は、その理由を十分に明らかにする努力に欠けていた。だが、限定的にせよ起訴権限が市民にも与えられたことを考えれば、説明責任を果たすことが求められる。市民から選ばれた審査員に検察の判断の過程を説明できるよう、捜査段階から証拠を整

●起訴議決までの流れ



7 09年衆院選、「一票の格差」

一票の格差が最大2.30倍だった2009年の衆院選をめぐる9件の高裁判決は、「違憲」「違憲状態」「合憲」と判断が分かれた。その背景には、政権交代の実現で従来より「一票の重み」が認識されるようになるなど社会情勢が変化する一方、最高裁判例が2.47倍の格差でも合憲と判断している（2000年総選挙・01年最高裁判決）ことがある。

合憲判断をした3月11日の東京高裁判決でも、「1人別枠方式」（過疎地域に配慮して47都道府県にまづ1議席を配分し、残りの議席を人口比で割り振る方法）について、「一定の合理性を持つが、不平等状態をもたらした点では何らの問題もないとは言えない」と述べており、定数配分については今後も議論の余地がありそうだ。

いずれの判決に対しても上告がされており、最高裁は今後、統一判断を示すことになる。

●事故発生から強制起訴への流れ



理しておくことも必要になってくる。

検察には従来、有罪が確信できるだけの証拠がある事件しか起訴をしない傾向があり、特に政界事件で顕著だった。それが有罪率（1審判決のうち有罪判決が占める割合）99.9%という数字を生み、「日本の検察官は裁判官を兼ねている」との批判も呼んだ。今後について、「社会的な関心が集まった事件などでは、証拠があれば起訴し、法廷で白黒をつけようという考え方が出てくるのではないかと、ある検察首脳経験者は予測している。

●衆院選（一票の格差）の判決

投開票日	裁判所（判決日）	最大格差	判 断
8年 10月20日	最高裁 (11年11月10日)	2.31倍	合 憲
12年 6月25日	最高裁 (13年12月18日)	2.47倍	合 憲
17年 9月11日	最高裁 (19年6月13日)	2.17倍	合 憲
21年 8月30日	大阪高裁 (21年12月28日)	2.30倍	違 憲
	広島高裁 (22年1月25日)		違 憲
	東京高裁 (22年2月24日)		違憲状態
	福岡高裁那覇支部 (22年3月9日)		違憲状態
	東京高裁 (22年3月11日)		合 憲
	福岡高裁 (22年3月12日)		違 憲
	名古屋高裁 (22年3月18日)		違 憲
	高松高裁 (22年4月8日)		違憲状態
	札幌高裁 (22年4月27日)		合 憲

8 米ソ、新STARTに署名

オバマ米大統領とメドヴェージェフ露大統領は、チェコの首都プラハで両国の戦略核をそれぞれ1,550発以下に削減する新たな核軍縮条約に署名した。発効すれば、米露は配備する核弾頭数を、現状から約3分の1を減らす義務を負う。

今回の条約で、米国の軍事専門家が早くも指摘しているのが、配備核弾頭の数え方の「からくり」だ。

条約によれば、米露それぞれが配備する核弾頭数の上限は1,550。核交渉の実務担当者であるタウシャー米国務次官補によると、戦略爆撃機1機に搭載される核弾頭数は、実際に爆撃機に搭載されている弾頭数とは無関係に「1発」と数えられる。

ところが、米戦略爆撃機B52は1機に最大20発の核弾頭を搭載可能。米民間研究機関「全米科学者連盟」のクリステンセン氏によると、米露の爆撃機に核弾頭を最大限搭載したと想定し、これを「1発」と計算すれば、新条約で規定された配備数の上限を満たすには、米国は現状から100発、ロシア側は190発削減するだけで足りるという。

2002年のモスクワ条約では、爆撃機に実際に搭載された数が「配備弾頭数」と見なされていた。新条約での数え方は、「削減数の検証体制の簡素化」を名目に、ロシアが要求したとの見方が強い。

〔日本経済新聞 2010.4.9〕

●新軍縮条約の概要

数字は2009年

実戦配備されている戦略核弾頭数				
	米 国	2,252発 →	それぞれ 上限 1,550発に	
	ロシア	2,787発 →		
実践配備されている運搬手段数				
	ICBM 	SLBM 	戦略 爆撃機 	
米 国	450	288	113	
	計851 →			それぞれ 上限 計700に
ロシア	383	160	77	
	計620 →			

●訂正のお知らせ

・p.436① グラフの左目盛単位
(万人) ⇒ (千人)

9 コソボの独立宣言に「合法」

国際司法裁判所は、7月23日、旧ユーゴスラビア連邦セルビアの自治州だったコソボが2008年2月、一方的に独立を宣言したことが国際法上適法だったかどうかについて、「国際法に違反しない」との判断を示した。国際法には、帰属していた国の同意がない独立宣言を禁じる規定が存在しないとの論拠によるもので、国内に民族、宗教、言語などの違いを背景とする対立を抱える多くの国・地域で今後、分離運動を勢いづかせる可能性がある。

セルビアが同裁に勧告的意見を求めたのは、同裁のお墨付きをテコにコソボの地位に関する交渉を再開し、コソボ再統合への道筋を探りたい思惑からだ。法廷での評議は国際社会の強い関心を呼んだ。コソボ独立を支援する米英仏、セルビアの後ろ盾のロシアにとどまらず、中国やベトナム、アルゼンチンまでもが意見陳述書を同裁に提出した。

その理由は、コソボ独立に反対する多くの国が、国内に分離運動やその芽を抱え、コソボの一方的独立が国際法上の「前例」となって自国に飛び火する事態を懸念したことにある。

例えば、チェチェン共和国のイスラム勢力の分離運動に頭を痛めたロシア。台湾の独立に向けた動きやチベット、新疆ウイグル自治区の不安定な情勢に神経をとがらせる中国。バスクやカタルーニャ地方の分離勢力との緊張を抱えるスペイン。ギリシャ語系とトルコ系の対立を抱えるキプロスなどだ。

こうした国々はいずれも、「領土保全」の原則を強調するセルビアの主張に理解を示した。セルビアのタディッチ大統領も同裁の判断を前に、「独立を適法と判断されれば、新独立国が世界中に生まれ、さまざまな地域が不安定化するだろう」と警告した。

〔読売新聞 2010.7.2〕

22日、国際司法裁判所で、コソボの独立宣言が国際法上適法かどうかを判断する審判が行われた。コソボ側は「国際法に違反しない」と主張し、セルビア側は「国際法に違反する」と主張した。

コソボは、旧ユーゴスラビア連邦の一部として存在していたが、2008年2月に一方的に独立を宣言した。セルビアはこれを認めず、国際司法裁判所に提訴した。

裁判所は、国際法には独立宣言を禁じる規定がないと判断し、コソボの独立宣言は国際法上適法であると結論づけた。

この判断は、国際法上の重要な先例となる。特に、民族・宗教・言語などの違いを背景とする対立を抱える国・地域で、分離運動が活発化する可能性がある。

コソボ独立宣言「合法」

国際司法裁判所初判断

